

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 岡山県測量及び建設コンサルタント業務委託契約入札参加資格審査要領の一部改正
 - 岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領の一部改正
 - 物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領の一部改正
（以上県例規集登載）
- 【公告】
- 平成三十年七月豪雨に伴う物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格及び岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格の有効期間の延長に関する審査の実施

監理課

〃

用度課

〃

目次

担当課（室）

平成30年7月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第四百三十号

岡山県測量及び建設コンサルタント業務委託契約入札参加資格審査要領（昭和五十六年岡山県告示第六百二十号）の一部を次のように改正する。

平成三十年七月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

附則に次の一項を加える。

（平成三十年七月豪雨に伴う申請の特例）

2 第四条第二項の規定による入札参加資格審査の申請のうち平成三十年十二月一日から平成三十二年五月三十一日までの間を有効期間とするものについての同項の規定の適用については、同項中「その年の八月一日から同月十日まで」とあるのは、「その年の八月一日から同月三十一日まで」とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

平成30年7月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第四百三十一号

岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領(平成九年岡山県告示第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

平成三十年七月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

附則に次の一項を加える。

(平成三十年七月豪雨に伴う申請の特例)

3 第五条第一項の規定による入札参加資格審査の申請のうち平成三十年十二月一日から平成三十二年五月三十一日までの間を有効期間とするものについての同項の規定の適用については、同項中「その年の八月一日から同月十日まで」とあるのは、「その年の八月一日から同月三十一日まで」とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

平成30年7月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第四百三十二号

物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百六号）の一部を次のように改正する。

平成三十年七月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

附則に次の一項を加える。

（平成三十年七月豪雨に伴う入札参加資格の有効期間の特例）

5 知事は、第六条の規定により平成三十年十月三十一日を有効期間の末日とする入札参加資格を有する者のうち平成三十年七月豪雨により被災した者が別に定めるところにより当該有効期間の延長の申請を行った場合において、必要があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該者に係る入札参加資格の有効期間を同年十二月三十一日まで延長することができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

平成30年7月31日 岡山県公報 号外

〔三七八〕平成三十年七月豪雨に伴う物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格及び岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格の有効期間の延長に関する特例措置を受けようとする者の審査を次のとおり実施する。

平成三十年七月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 対象者

次の要件のいずれにも該当する者とする。

1 平成三十年十月三十一日を有効期間の末日とする物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格又は岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格を有する者

2 平成三十年七月豪雨により被災した者

二 延長後の入札参加資格の有効期間の末日

平成三十年十二月三十一日

三 特例措置に係る審査の申請手続

1 提出書類

(1) 特例措置申請書

(2) 平成三十年七月豪雨に係る罹災証明書（事業者用）の写し

2 提出期間

平成三十年八月一日から同年十月三十一日まで（岡山県の休日を含める）を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（四一において「県の休日」という。）を除く。）とする。ただし、郵便又は信書便による送付（4(2)において「郵送等」という。）により申請書類を提出する場合は、平成三十年十月三十一日必着とする。

3 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁二階）

4 提出方法

(1) 持参の場合

2の提出期間中の午前八時三十分から午後五時十五分までの間に3の提出場所において提出すること。

(2) 郵送等の場合

平成30年7月31日 岡山県公報 号外

3の提出場所に郵送等により提出すること。

四 特例措置申請書の交付期間等

1 交付期間

平成三十年八月一日から同年十月三十一日まで（県の休日を除く。）

2 交付場所

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁二階）

3 交付方法

1の交付期間中の午前八時三十分から午後五時十五分までの間に交付する。

また、岡山県出納局用度課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/74/>）からダウンロードすることもできる。

五 特例措置に係る審査の結果の通知

申請者に文書で通知する。

六 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁二階）

直通電話（〇八六）二二六一七五三八